法務省文書上の組織的犯罪集団の定義に関する質問主意書

提出者逢

坂 誠

## 法務省文書上の組織的犯罪集団の定義に関する質問主意書

は、 ていた団体についても、 現在、 組織的犯罪集団に当たり得ることとするのが適当であるものと考えている」という法務省の見解を記し 政府が検討中のテロ等準備罪における 団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合に 「組織的犯罪集団」 について、 「もともと正当な活動を行っ

た文書が二月十六日に発表されたが、この文書について疑義があるので、以下質問する。

とにある団体」となるのか。 的な犯罪を行うことを組織的に決定した場合など、 府の見解を明らかにされたい。例えば、 「犯罪を実行することにある団体」とは、犯罪の実行に対して、どのような状況にある団体なのか、政 見解を示されたい。 具体性はないが漠然と犯罪を実行することを話し合うこと、具体 団体がどのような状況であれば、 「犯罪を実行するこ

二 「もともと正当な活動を行っていた団体についても、 体に一変した」の「一変」とは、結合の目的が具体的にどのように変化すれば「一変」であるのか。 を示されたい。 団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団 見解

 $\equiv$ 「もともと正当な活動を行っていた団体についても、 団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団

体に一変したと認められる場合」 0) 「認められる」とは、 誰が 「認められる」と判断するのか。 政府の見

解を示されたい。

四 「もともと正当な活動を行っていた団体についても、 団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団

体に一変」したかどうかを判断するためには、もともと正当に活動を行っていた団体も、その判断の対象

として事前かつ継続的に監視していなければ、 「一変」したかどうかを判別することはできないと考える

が、政府の見解を示されたい。

Ŧī. 四について、 「一変」したか否かの要件が成立するためには、 当該団体が「もともと正当な活動を行っ

ていた」 時点から継続的に監視しなければ、 「団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団 体 に

変」したと判断することはできない。従って、 政府が 「団体の結合の目的が犯罪を実行することにあ

る」おそれがあると推定する団体の監視あるいは捜査対象を拡大せざるを得ないと考えるが、 かかる対象

拡大は「正当な活動を行っていた団体」やその構成員に対する政府の干渉、 人権侵害を生むおそれはない

のか。政府の見解を示されたい。

六 「組織的犯罪集団」 と判断するにあたり、 「正当な活動を行っていた団体」への干渉あるいは人権侵害

の懸念を払しょくするため、 政府はどのような方法を担保しているのか。 見解を示されたい。

七 やめる合意をした場合でも、 体に一変した」と認められた後、 「もともと正当な活動を行っていた団体についても、 その団体は依然として「結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変 その団体の構成員が自ら前非を悔悟し、 団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団 「犯罪を実行すること」を取り

した」状態のままと認めるのか否か。

政府の見解を示されたい。

八 り、 方、 疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、 を実行することにある団体に一変」した場合、 法務省の見解によれば、 これを逮捕することができる」により、 「一変」しなくても、 刑事訴訟法第百九十九条でいう「検察官、 「もともと正当な活動を行っていた団体についても、 「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」 政府が検討中のテロ等準備罪の対象になると考える。 裁判官のあらかじめ発する逮 検察事務官又は司法警察職員は、 団体の結合の目的が犯罪 があれば、 補 状によ 被 他

もともと正当な活動を行っていた団体」の構成員は逮捕されるという認識でよい か

九 察職員は、 八に関連して、 犯罪の捜査をするについて必要があるときは、 「一変」しなくても、 刑事訴訟法第二百十八条でいう「検察官、 裁判官の発する令状により、 検察事務官又は司法警 差押え、 記録命令

付差押え、捜索又は検証をすることができる」により、裁判官から令状が発付されれば、 「必要があると

き」、「もともと正当な活動を行っていた団体」やその構成員も、 「差押え、記録命令付差押え、捜索又

右質問する。

は検証」を受けるという認識でよいか。